平成２０年（フ）第２５９２号
大阪府豊中市赤阪１丁目３番４号302号
破産者　有限会社松岡組
1　決定年月日　平成21年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第６４８１号
大阪市西区立売堀２丁目１番14号
破産者　株式会社ランサ
1　決定年月日　平成21年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第９９２０号
大阪府摂津市鳥飼下３丁目４番４号、商業登記簿上の本店所在地大阪府守口市大日町１丁目２番11号
破産者　有限会社下地経営研究所
1　決定年月日　平成21年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２６１９号
大阪府吹田市江坂町１丁目16番10号
破産者　株式会社クリエィション
1　決定年月日　平成21年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２６８８号
大阪府東大阪市長田西１丁目４番37号
破産者　有限会社大阪府民住宅サポートセンター
1　決定年月日　平成21年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２７０１号
大阪府東大阪市長堂１丁目11番９―201号
破産者　有限会社コスメティック静
1　決定年月日　平成21年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２９２９号
大阪市中央区内久宝寺町４丁目４番３号
破産者　アンセイ建設株式会社
1　決定年月日　平成21年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２９４４号
大阪府豊中市原田中１丁目５番40号
破産者　有限会社太陽ボディーショップ
1　決定年月日　平成21年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第２９６７号
大阪府豊中市庄内幸町３―23―11、商業登記簿上の本店所在地大阪府豊中市野田町38番22―602号
破産者　五月工業株式会社
1　決定年月日　平成21年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第７１４号
兵庫県尼崎市次屋３丁目３番21号
破産者　株式会社タツヤ
1　決定年月日　平成21年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２０年（フ）第１０８１号
兵庫県西宮市甲子園二番町１番22号
破産者　株式会社アート建設
1　決定年月日　平成21年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第３８１号
大阪市中央区島町２丁目２番10―203号
破産者　有限会社メディアワーク
1　決定年月日　平成21年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１７号
和歌山県新宮市阿須賀２丁目７番20号
破産者　﨑久保奈智子
1　決定年月日　平成21年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２１年（フ）第１９号
和歌山県新宮市緑ケ丘１―１―40貴志ビル３階　新宮ひまわり基金法律事務所内、住民票上の住所三重県南牟婁郡御浜町大字阿田和4489番地１
破産者　榎本清十郎
1　決定年月日　平成21年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２０年（フ）第４６１号
香川県高松市伏石町100番地１
破産者　株式会社ボーテサンテ
1　決定年月日　平成21年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成１９年（フ）第２３８号
福岡県久留米市野中町1176番地の２
破産者　株式会社志原組
1　決定年月日　平成21年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２０年（フ）第６８９号
佐賀県小城市芦刈町道免141番地２
破産者　株式会社明電システム
1　決定年月日　平成21年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５４号
佐賀市駅前中央１丁目４番６号
破産者　有限会社マスデン
1　決定年月日　平成21年７月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第８９８号
熊本県上天草市姫戸町姫浦4749番地17
破産者　有限会社橋本ソーイング
1　決定年月日　平成21年７月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２０年（フ）第６５１号
佐賀市若楠３丁目13番16号
破産者　古賀　五治
1　決定年月日　平成21年７月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成１９年（フ）第１６０３号
さいたま市中央区上峰１丁目19番28号
破産者　藤野祐八郎
1　決定年月日　平成21年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係